

第2次 糸魚川市人権教育・啓発推進計画

(令和4年度 ~ 令和8年度)



糸 魚 川 市

目 次

第1章 計画の概要

1	基本的な考え方	1
2	人権教育・啓発のあり方	2
3	基本的な視点	3
4	策定の背景	5
5	計画の体系	8

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1	家庭における人権啓発の推進	9
2	保育園・幼稚園等における人権教育の推進	11
3	学校教育における人権教育、同和教育の推進	12
4	社会教育における人権教育、同和教育の推進	14
5	市民に対する人権啓発の推進	15
6	企業・団体等に対する人権啓発の推進	16
7	市職員の人権教育・研修の推進	17
8	インターネット上での人権侵害を防ぐための人権教育・啓発の推進	18

第3章 分野別人権施策の推進

1	女性	20
2	子ども・若者	24
3	高齢者	31
4	障がいのある人	35
5	同和問題	42
6	外国にルーツがある人	48
7	感染症患者等	52
8	性的指向・性自認	55
9	様々な人権問題	57

第4章 計画の推進に向けて

- 1 庁内推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 3 計画の進行管理と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 4 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

<資料編>

- 1 世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 2 児童の権利に関する条約（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 3 日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 6 部落差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律・・ 89
- 8 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
- 9 糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 10 糸魚川市人権施策推進庁内委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 11 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
- 12 糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、国においては「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、…」(平成22年、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」障がい者制度改革推進会議)としていますが、法令等を除いて、「常用漢字表は地方公共団体や民間組織において、…。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」(平成30年、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」文化審議会国語分科会)と確認されています。

これらを踏まえ、本計画では、当事者等への配慮から、原則として「障がい」と表記します。ただし、法令やそれに基づく制度などの固有名詞は「障害」と表記します。

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、平成12（2000）年、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・啓発の総合的な推進を図るための各種の個別計画や施策の基本となる計画です。

本市では、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、「全ての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるため、平成29（2017）年3月に「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

近年の新たな人権課題、それらに対する意識の変化や社会の関心の高まりを受けて、関係法令・施策の改正や社会情勢の変化を反映し、今後の人権課題を見据えて、この度「第2次糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

(2) 計画の目的

一人ひとりがお互いを認め合い、共に生きるまちづくり

本市における人権教育・啓発は、「日本国憲法」や「教育基本法」等の国内法、条例や糸魚川市総合計画等に即して推進します。

本市では、令和4（2022）年3月に「第3次糸魚川市総合計画」を策定し、その基本計画の中で、全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障害の有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進することを掲げています。本計画は、これらを実現するため、お互いを尊重し、認め合い、活かす多様性の尊重や社会的包摂の意識を醸成させることを目的とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

2 人権教育・啓発のあり方

本市は、「人権教育・啓発推進法」が規定する定義（第2条）及び基本理念（第3条）等を踏まえ、人権教育・啓発の基本的あり方について以下のように捉えています。

「人権教育・啓発推進法」

<定義>

人権教育・・・人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

人権啓発・・・国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）

<基本理念>

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（1）連携と協働による多様な機会の提供

人権問題がますます複雑化、多様化する傾向の中で、人権教育・啓発は、家庭、学校、園（保育園・幼稚園）、地域、関係機関、関係団体など社会全体が連携・協働し、あらゆる場と機会を通じて、より効果的、総合的に推進することが必要です。

（2）発達段階を踏まえた効果的な推進

市民一人ひとりが、人権の重要性を正しく理解し、その精神を身に付け、自他の人権を尊重する態度と行動により日常生活を営むことが必要です。

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とするものであり、対象者の発達段階を踏まえ実施する必要があります。

（3）市民の自主性の尊重と人権教育・啓発における主体性の確保

人権教育・啓発に当たっては、人権問題は人の内面的な問題に関わることや多種多様な意見があることなどから、市民一人ひとりの自主性を尊重し、押し付けにならないよう、また異なる意見に対する寛容の精神に立って自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。

このような点を踏まえ、行政が行う人権教育・啓発は主体性や中立性を確保しなければなりません。

3 基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化しています。

人権教育・啓発に関する施策については、次の5つを基本的な視点としながら推進します。

(1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」の強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。そのため、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、失われた人権の回復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」という心のあり方が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。その上で、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

(2) 法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する

権利の主体として人権に関わる法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによってその法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していける環境づくりが重要です。

このため、本計画では、市民一人ひとりが年齢や性別に関わりなく、法を理解し使いこなす力を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利を行使するためどのように手続きすれば良いか理解し使いこなす能力を身に付けることで、はじめて自分の人権を守り、自分らしさを実現できるからです。子ども、高齢者、障がいのある人、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）被害者など、人権に関わる法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、法を理解し使いこなす力はなくてはならないものです。

そのためには、適切な情報を提供する工夫が必要です。

(3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を支援する

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われています。しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、人権侵害を行った人の問題でもあり、社会の問題でもあります。

人権侵害を受けた人々が権利を主張しやすい環境づくりが地域社会に求められており、人権侵害が起きた場合、侵害された人々を傍観せず、声掛けし、励まし、勇気づけ、人権相談や救済手段の手立てを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会を目指します。

(4) 多様性（ダイバーシティ）の尊重と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する

「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などに関わらず、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性の尊重や誰一人取り残さない社会的包摂についての意識を醸成することが必要です。

(5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

これまで人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものと見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあっては、全ての人々の法を理解し使いこなす力の向上を重視します。人権が侵害された場合、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

4 策定の背景

(1) 国際的な潮流

国際連合は、第3回総会、昭和23（1948）年において、差別撤廃・人権確立によって人類共通の願いである恒久平和の実現を明確にするという基本精神をもった「人権に関する世界宣言」を採択しました。

そして、人類社会の最も基本的なルールである人権を確立し、世界の全ての人々が幸せな未来を迎えられるよう、第49回総会、平成6（1994）年において、「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、「行動計画」を提起しました。

平成27（2015）年の国連サミットでは、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」が全会一致で採択されました。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、人権尊重の理念がその基礎にあります。

(2) 国・県の取組

国においては、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、平成9（1997）年には国内行動計画と「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

国内の法制定をめぐる動向としては、平成9（1997）年に「人権擁護施策推進法」が制定され、人権教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者救済に関する施策を進めることは、国の責務であると明記されました。

また、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務などを法律として規定する必要があるとして、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されています。

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、昭和53（1978）年に「同和教育基本方針」を策定しました。

その後、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、平成16（2004）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定、平成22（2010）年には「新潟県人権教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図っています。

(3) 糸魚川市の取組

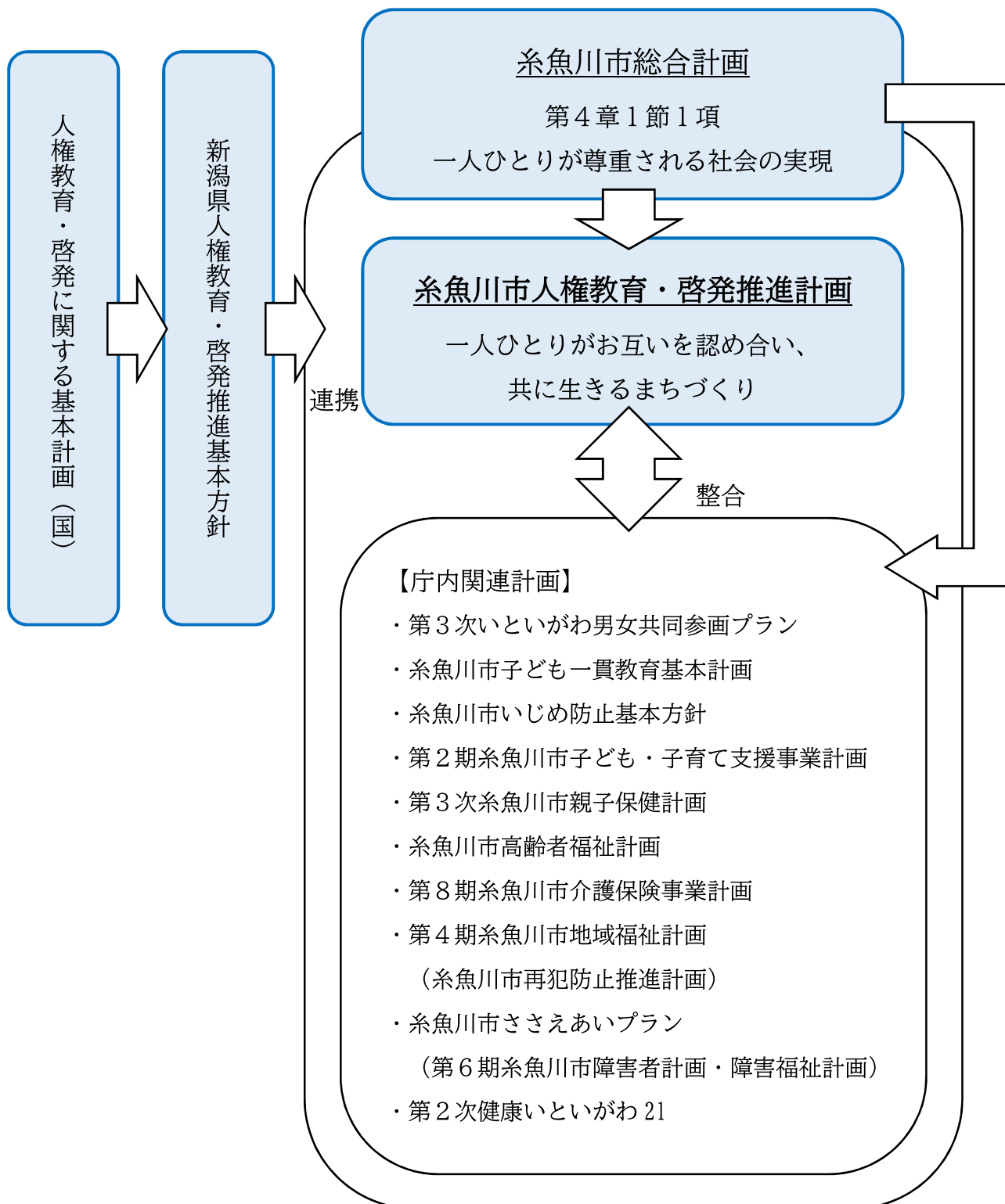
本市では、このような動向を受け、全ての市民が互いの人権を尊重し合う社会を実現するため、国・県の人権に関する計画や指針に沿って、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにする「糸魚川市人権教育・啓発推進基本指針」を平成19（2007）年3月に策定し、各分野で人権に配慮した施策を推進してきました。

しかし、社会状況の変化は著しく、子どもや高齢者、女性の人権、インターネットによる人権侵害等の問題は更に深刻化しており、これまで顕在化していなかった新たな人権侵害も発生しました。

そこで、市として人権教育・啓発を更に進めるため、平成29（2017）年3月に第1次となる「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>1 【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10 【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>2 【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11 【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3 【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12 【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産体制を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>4 【教育】 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>5 【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14 【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>6 【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 【陸上資源】 陸域生態系の保護、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、生物多様性損失の阻止</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>7 【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>16 【平和】 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>8 【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を推進する</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションを図る</p>		



第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進



1 家庭における人権啓発の推進

(1) 現状と課題

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族の触れ合いなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、基本的な社会ルールを伝えていくことが大切です。

しかし、近年の核家族化やひとり親家庭の増加、経済格差の拡大に伴う貧困率の増加、少子化や地域における連帯意識の希薄化などに伴い、子育ての孤立化や家族の絆の弱体化に起因する育児不安、育児ノイローゼ、児童虐待、しつけへの自信喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力低下が子どもの発達に大きな影響を与えています。

また、インターネットやスマートフォンの普及などにより、家族間の触れ合いも希薄となる等、人と人とが直接対話をするコミュニケーションがより一層重要となっており、家庭教育を支援していく必要性が生じています。

(2) 施策の基本方針

ア 家庭における人権教育の支援

妊娠期から思春期までの子どもの発達段階に応じた子育て学習や父親向けの家庭教育参加啓発講座などで、親子が共に人権感覚を身に付けられるよう学習機会の提供と充実を図ります。

また、家庭の経済状況などの子育てに関する様々な悩みに対して、相談体制を拡充します。

講演会、乳幼児健康診査などを通して、子育ての土台となる親子の愛着形成、自己肯定感を育む子育ての重要性を啓発します。

家族全員が家庭内外において自他の人権を尊重し合えるよう、日常生活における様々な人権意識の高揚を目指した啓発活動や情報提供を積極的に行い、人権問題について家庭内で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

イ 地域の教育力向上の支援

子どもは、「社会の宝」「地域の宝」という認識のもと、民生委員・児童委員の活動等を通して、子どもの社会性の育成や地域社会の教育力の向上を図るとともに、地域住民からの声かけや見守り活動を通して、子どもが安全に過ごすことができる地域づくりを推進します。

2 保育園・幼稚園等における人権教育の推進

(1) 現状と課題

乳幼児期は、自尊感情が育つなど人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、大人との関係を土台として、生活や遊びの中でほかの子どもと関わることで、人には同じ側面や様々な違いがあることを知り、自分を大切に思うように人を大切に思う人権感覚の基礎を培っていきます。

保育園や幼稚園では、豊かな人間性を育む保育等に努めていますが、少子化の進行や地域における連帯意識の希薄化などに伴い、家庭・地域の教育力が低下し、子育ての孤立化などによって子どもの社会性や想像力、感性が育ちにくくなっています。園児を大人と同様に権利の主体として尊重し、一人ひとりの特性や発達段階、置かれている環境に配慮しながら、子どもの最善の利益を考慮し、成長に合わせた保育が必要です。

そのためには、職員の人権意識の向上と、人権に留意した適切な保育のための資質向上を図ることが必要です。

また、家庭や地域との連携によって、人権を大切にする保育を実践するとともに家庭における人権教育の支援が必要です。

(2) 施策の基本方針

ア 人権を大切にすることを育てる保育の推進

園児が自分自身を肯定的に捉え、価値ある存在として認め、大切に思う気持ちを育む保育を推進します。

園児を大人と同様に権利の主体として認め、発達段階に合わせて、心豊かな関わりや触れ合いの中で、お互いの人権を尊重しあう保育等の充実に努めます。

また、園児への人権に留意した保育や保護者への支援を適切に実践するため、研修機会等を通じて、職員が人権に対する正しい知識や認識を持つよう努めます。

イ 家庭や地域と連携した園児への人権に留意した保育の推進

家庭との連携のもと、親子の愛着形成に努めるとともに、善悪の判断や、自分も他人も大切に思い、命を大切にすることを、乳幼児期において人権意識を育む教育を推進します。

また、地域、保育園、幼稚園等の関係機関が連携して、子どもの人権を大切にしながら、保護者が主体的に子育てできるよう支援します。

3 学校教育における人権教育、同和教育の推進

(1) 現状と課題

学校教育においては、児童生徒一人ひとりに人権尊重の精神を育みながら、発達段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行ってきました。しかし近年、価値観の多様化、核家族化、少子化の進行並びに情報化の進展等、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。加えて、そのような状況の中で、児童虐待、いじめ、体罰、インターネットによる人権侵害、デートDV¹等、子どもに対する人権侵害が問題となっています。

「児童の権利に関する条約²」では、全ての子どもが平等に大人と同じ人間としての人権が認められ、主体的に生きる権利があると定めています。

そのため、児童生徒を権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮した人権教育が必要です。

また、教職員は子どもの発達段階で発生する様々な人権課題に適切な対応を行うため、人権意識及び資質の向上を図る必要があります。

(2) 施策の基本方針

ア 教職員の資質の向上

教職員は、様々な人権課題についての正しい認識と人権感覚を身に付け、指導力、実践力の向上を図ります。また、差別の現実に学び、現地研修等を通して理解を深めます。

イ 児童生徒の権利主体性を育てる人権教育の推進

「児童の権利に関する条約」の理念を基に、児童生徒が権利及び義務とともに正しく理解し、いじめ等人権侵害を受けた場合に、嫌なことは嫌だと言える、助けを求めることができる教育を推進します。

子どもの意見や意思を尊重する取組を教科等の指導、生徒指導、学級経営等、教育活動全体を通して積極的に進めます。

¹ デートDVとは、交際中の異性への暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒(ばとう)する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

² 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」として位置づけ、大人同様ひとり人間として人権を保障している。

ウ 人権尊重の精神を育む教育の推進

様々な人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせるため、「新潟県人権教育基本方針」、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画（以下「計画」という。）に基づき、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図ります。

エ 部落問題学習を中核にした人権教育の推進

同和问题・部落差別の背景と現状を理解し、児童生徒の発達段階に応じて部落差別の解消へとつながる学習を計画に明記し、推進します。

児童の権利に関する条約とは

平成元（1989）年に国連で採択され、平成2（1990）年に発効しました。日本においては平成6（1994）年に批准されています。

ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長過程の子どもだからこそその権利も定められており、以下の4つを一般原則としています。

差別の禁止

全ての子どもは、子ども自身又は親の人種、性別、言語、宗教、意見、財産、障がいなどを理由に差別されないもの。

児童の最善の利益

子どもに対する全ての措置をとる際には、「子どもの最善の利益」が主として考慮されるもの。

児童の意見の尊重

子どもは自身に関係する事柄について自由に意見を表すことができ、その意見は子どもの発達によって考慮するもの。

生命、生存及び発達に対する権利

全ての子どもは生きる権利と発達する権利を持ち、そのために必要な支援を受けることが保障されるもの。

4 社会教育における人権教育、同和教育の推進

(1) 現状と課題

全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度と行動に現れるような人権感覚の醸成が求められます。

本市では、生涯学習推進計画に沿った各種事業を実施し、人権に関する知識の習得や人権について考える機会の提供に努めてきました。

一人ひとりがお互いを認め合い、共に生きるまちづくりを進めるために人権意識は重要であり、市民が主体的に人権問題を考えるような社会教育、同和教育のプログラムを提供することが大切です。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する必要があります。

(2) 施策の基本方針

ア 教育・啓発活動の推進

冊子やリーフレット、教育資料、視聴覚教材のほか、電子媒体を活用するなど時代に即した教材を活用し、人権教育、同和教育など人権意識を高める啓発活動を推進します。

家庭、学校・保育園、幼稚園、地域が連携を図りながら、お互いの命を大切にし、豊かな心を育む人権教育、同和教育を推進します。

地域全体が自他の人権を尊重し合うよう、フィールドワークなど参加体験型の手法など、より実効的な手法を取り入れた指導者研修会の実施など、地域人材の育成を図ります。

イ 地域における人権教育の支援

地域に根差した学習機会や情報を提供し、指導者の育成などが図られるよう、地区公民館の人権教育・啓発活動を支援します。

5 市民に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

人権啓発は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提に他者の人権にも十分配慮した行動をとることができるようにするとともに、人権侵害があった場合には、これに適正に対処できるよう啓発を推進する必要があります。

本市では、人権啓発として、様々な人権課題をテーマにした講演会・研修会、人権意識高揚のための街頭啓発、広報紙による啓発事業並びに新潟地方法務局糸魚川支局及び糸魚川人権擁護委員協議会などの関係団体等との連携を実施しています。

今後は、対象者の発達段階や理解度を踏まえ、親しみやすいテーマや具体的事例を用いた啓発、参加型や体験型の啓発など、より効果的な手法を検討し啓発を推進する必要があります。

(2) 施策の基本方針

ア 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発の推進

家庭、学校・保育園、幼稚園、地域、職場などで、各年齢層の日常生活における経験や興味、関心などに応じた人権啓発に努めます。

イ 効果的な啓発の推進

法の下での平等、個人の尊重といった基本的視点での人権啓発に加え、より身近な具体的事例、社会問題となっている事例を取り上げ、より効果的な人権啓発の推進に努めます。

広報紙、パンフレット、ホームページ、安心メール、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）³を活用した人権啓発、講演会、研修会などの知識習得型の人権啓発に加え、体験研修や社会奉仕活動への参加などの参加型や体験型の人権啓発を検討し、より効果的な取組を推進します。

³ SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）とは、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

6 企業・団体等に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

企業においては、地域社会の一員として、「企業の社会的責任（CSR）」を果たし、社会に貢献することが求められており、企業自らの人権問題への対応や雇用主としての取組が進められています。

しかし、採用選考における身元調査の実施や不適切な質問、不要な書類の提出要請など、人権への配慮が不十分な事例も発生しています。その他にも、賃金や処遇での男女差別やセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（上司による嫌がらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産者に対する嫌がらせ）、高齢者、障がいのある人、外国にルーツがある人への雇用差別に加え、近年ではLGBTQ⁴（性的少数者）等に対する差別・偏見なども見受けられ、企業は、人権に関わる問題を現在でも多く抱えています。

また、団体等においても、企業と同様に地域社会の一員として社会的責任と社会的貢献が求められています。

(2) 施策の基本方針

ア 企業等に対する人権啓発の推進

経営者、人事担当者などが人権問題についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携し、啓発や研修内容への助言、情報提供などに努めます。

市内事業者又は商工団体に対し、人権教育・啓発のための助言・指導に努めます。

イ 企業内の人権啓発に対する支援

雇用や職場における人権問題を解消するため、人権教育・啓発に対する企業の取組を支援します。

企業内で起こりうる人権問題に対する啓発だけでなく、企業での研修等を人権教育のひとつの場と捉え、様々な人権問題についての研修等が開催されるよう企業に対して働きかけます。

⁴ LGBTQとは、L：女性愛者（レズビアン）、G：男性愛者（ゲイ）、B：両性愛者（バイセクシャル）、T：こころの性とからだの性の不一致（トランスジェンダー）、Q：性別が分からない、決めていない、模索中である等（クエスチョニング等）のそれぞれの単語の頭文字をとった名称。また、これら以外にも様々な性のあり方（セクシュアリティ）が存在することを表すため「LGBTQ+」と表現されることもある。

7 市職員の人権教育・研修の推進

(1) 現状と課題

全ての市職員は、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価に至る全施策過程を通じて、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて業務を遂行することが求められています。

このため、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

また、職員は市民の生命・財産を守るため、より高い人権意識が求められています。業務の性格上、人権に対する十分な認識や配慮が求められる各種相談業務や戸籍等業務に従事する職員はもとより、全ての職員への人権研修の充実が必要です。

「市役所の業務は全て人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる事」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点で捉え直して工夫や改善に努める必要があります。

(2) 施策の基本方針

ア 年齢や役職に応じた研修の充実

人権尊重の理念に基づき、基本的人権の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を実施します。

講演会やセミナーへの積極的な参加など様々な機会を捉えて教育・啓発に努めます。

イ 「人権風土」の定着の推進

個人情報を適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。

研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視した研修を充実します。

人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。

情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針及び市行政全般における情報セキュリティ対策基準）を市が所掌する情報資産に関する業務に携わる職員に定着させます。

8 インターネット上での人権侵害を防ぐための人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

近年、情報に関する技術革新は目覚ましく、携帯情報端末（スマートフォン）やタブレット型端末などの普及によって、「いつでも・どこでも・だれもが・簡単に」情報の発信や交換ができるようになり、私たちの日常生活において多くの利便性をもたらしています。

その一方で、個人情報の流出や悪用、個人に対する誹謗・中傷や差別的な内容の書き込みなど、様々な人権侵害につながる事例も多数発生しており、その対応策が求められています。

法務省の「人権侵犯事件統計」によると、インターネットを利用した人権侵犯事件については、図1のとおり令和2（2020）年では1,850件と、平成29（2017）年の2,541件をピークに減少傾向ではありますが、平成18（2006）年の256件と比較するとおよそ7.2倍となり、情報技術の発展に伴う人権侵害は深刻な状況にあります。

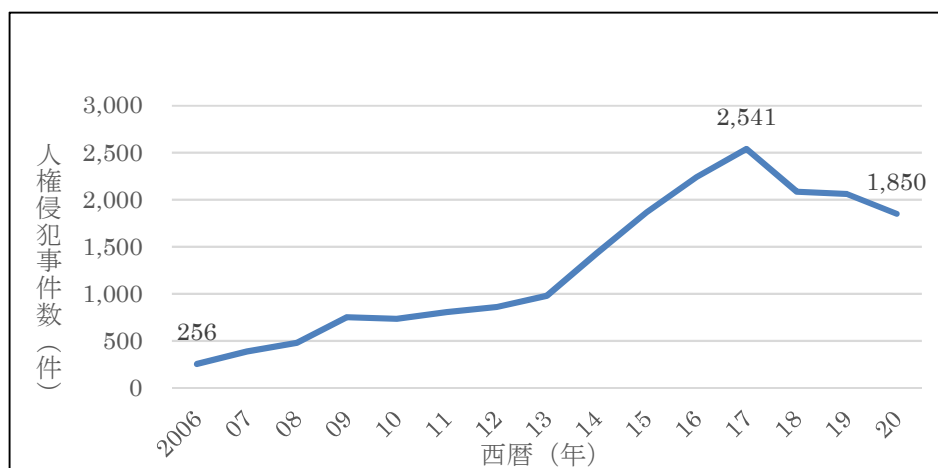


図1 インターネット上の人権侵犯事件数
出典：「人権侵犯事件統計」 法務省 大臣官房 令和3年5月31日

このような中、人権を侵害するような書き込みに対しては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）に基づき、書き込みをされた人がプロバイダ⁵等に対して書き込みの削除や書き込みをした人の情報開示を請求するなど、インターネット上の人権を守るための取組も進んできています。

⁵ プロバイダとは、インターネット接続の電気通信役務を提供する組織のことで、インターネットサービスプロバイダ（英語:Internet Service Provider）やISPとも呼ばれる。日本では、電気通信事業者であり、インターネット接続事業者（略して接続事業者）と訳されることがある。

本市においても、学校では、児童・生徒への情報モラルの学習を進めるとともに、保護者を対象とした携帯電話やインターネットに関する講習会などに組み込んできました。しかし、SNSによる人間関係のもつれや出会い系サイトなどによるトラブルをはじめ、インターネットによる人権侵害や犯罪は依然として後を絶ちません。

(2) 施策の基本方針

ア 個人のプライバシーや名誉に関する教育・啓発の充実

インターネット上のプライバシーや個人情報保護などに関する啓発・学習機会を充実します。

学校教育では、児童生徒にインターネットによるいじめ問題等を踏まえた情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても研修会等を通じて啓発を行います。

イ トラブルに巻き込まれないための教育・啓発の充実

子どもが加害者や被害者にならないよう、インターネット上の情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切に情報発信を行う能力を習得するための教育を推進します。

インターネット上の詐欺やトラブルに関する啓発・学習機会を充実します。

ウ 関係機関との連携強化

法務局、警察、人権擁護委員、ほか関係機関との連携・協力を強化し、人権侵害行為を確認した際には、プライバシーの保護を優先し、対応します。